

# 介護保険が変わります！

## ～町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定～

☎ 福祉課 介護保険係 ☎ 282-1349

この計画では、国の指針や介護保険制度の改正、近年の町の介護保険事業の実績等を踏まえて、平成30～32年度の介護保険事業運営に必要なサービス量や費用等を推計し、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料を定めています。



### ～推計の概要～

#### 人口および高齢者数の推移

御船町の総人口は毎年100人ほどの減少、一方で高齢化率は毎年増加していくため、要介護・要支援認定者の数は増加していくと見込んでいます。

図1 町総人口及び65歳以上第1号被保険者数（推計）

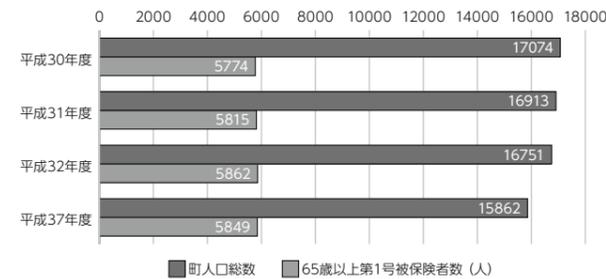
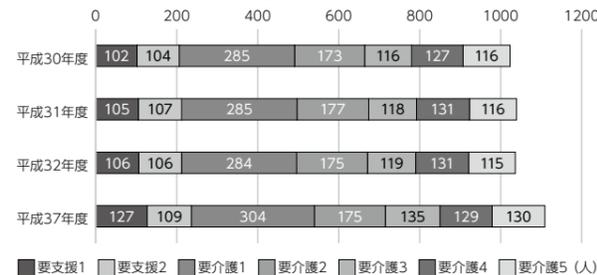


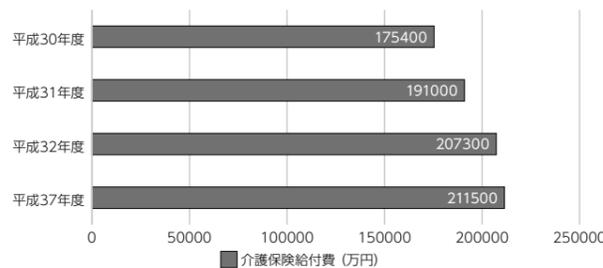
図2 要介護度別の人数（推計）



#### 介護保険事業費の増加

要介護・要支援認定者が増えることに伴い、必要となる介護サービスの量と介護保険事業に係る費用も増加していくと見込んでいます。（図3）

図3 介護保険給付費（推計）



#### 施設サービスおよび地域密着型サービスの整備

「小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」について、整備を進める必要があるため、本計画において整備目標を定めて推進していきます。

#### 地域支援事業の推進

地域包括支援センターの機能を強化し、高齢者の総合相談や権利擁護等、よりきめ細やかなサービスや支援を展開するとともに、介護予防をさらに推進します。



### ～介護保険事業の方向性～

#### 居宅サービスの増加

近年、通所・訪問系のサービスが急激に増加しているため、本計画では、これらのサービスの増加傾向がさらに強まると見込んでいます。

# 介護保険料を改定します

第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30～32年度の65歳以上の方の介護保険料を改定します。

#### ■介護保険料の算定

平成30～32年度の3年間における介護保険事業の運営に必要な費用（介護保険事業費）は約57億3,000万円（図3）と見込まれ、前期（平成27～29年度）と比較し約8.8%増加します。

この介護保険事業費を基に、第1号被保険者\*の介護保険料の標準保険料額を算出すると、月額6,400円となります。この標準保険料額を基に、所得等の段階（9段階）に応じた介護保険料を算定し、平成30～32年度における所得段階別の介護保険料を下表のとおり決定しました。

\*第1号被保険者—65歳以上の方

所得段階	対象者	保険料の割合	年額 月額				
第1段階	非課税世帯 生活保護・老齢福祉年金受給者および本人年金収入80万円以下の人	基準額×0.45	34,560円 2,880円				
			57,600円 4,800円				
			57,600円 4,800円				
第2段階	本人年金収入等が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	57,600円 4,800円				
第3段階			本人年金収入等が120万円超の人	基準額×0.75	57,600円 4,800円		
第4段階	課税世帯 本人非課税 本人年金収入等が80万円以下の人	基準額×0.9	69,120円 5,760円				
第5段階			本人年金収入等が80万円超の人	基準額	76,800円 6,400円		
第6段階			本人課税 合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	92,160円 7,680円		
第7段階					合計所得金額が120万円超200万円以下の人	基準額×1.3	99,840円 8,320円
第8段階					合計所得金額が200万円超300万円以下の人	基準額×1.5	115,200円 9,600円
第9段階			合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.7	130,560円 10,880円		

保険料は65歳になった日（誕生日の前日が属する月）から納めます。納め方は年金の額によって2種類に分かれます。

※徴収方法は本人の意思では選択できません。

- ①普通徴収——納付書による窓口払い  
□座振替（介護保険料での登録が必要）
  - ②特別徴収——年金からの天引き  
（介護保険料は特別徴収が原則です）
- ※他に、以下の条件の方も納付書で納めることがあります。（特別徴収に変わるまでの一定期間です）  
 ☆年度の途中で65歳（第1号被保険者）になった場合  
 ☆他の市町村から転入した場合  
 ☆収入申告に訂正（修正申告等）があって、保険料の所得段階が変更された場合  
 ☆年金担保の借り入れや年金の一部差し止めがあった場合

65歳に到達されて、特別徴収に切り替わるまで半年程度かかります。切り替えの時期は4月または10月です。

#### 介護保険料納税表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	